

# 国民投票法改正案に「3年をめどにCM規制措置」

## 国民投票法改正案のポイント

- 駅や商業施設への「共通投票所」の導入
- 期日前投票時間の弾力化
- 投票所に同伴できる子供の対象年齢拡大
- 投票日を延期する「繰り延べ投票」の告示期限見直し
- 洋上投票の対象を実習生らに拡大
- 投票人名簿の確認で個人情報保護に配慮
- 在外投票人名簿の登録制度整備

## 原案から修正

政党スポットCMなどの規制をめぐり、施行後3年をめどに「検討を加え、必要な法制上の措置、その他の措置を講じる」と付則に追加

国民投票法改正案の衆院通過を受け、記者団に答える立憲民主党の山花郁夫憲法調査会長（手前）＝11日午後、国会内（脊名中撮影）



# 立民 議論具体化阻む

立憲民主党が11日の衆院本会議で、憲法改正手続きを定める国民投票法改正案の採決で賛成に回ったのは、法案修正により今後「3年をめど」にCMや運動資金を規制する措置を行うと定められたからだ。成立後、衆参の憲法審査会では自由討議に応じる方針だが、当面はCM規制などのテーマが優先され、発議に向けた改憲議論が具体化しない形を狙った。

（田中一世）

＝2面に関連記事

立民は「憲法の議論を否定するわけではない」（福山哲郎幹事長）と主張するが、改憲に反対する議員も少なくない。平成29年に枝野幸男代表が旧立民を立ち上げて以来の岩盤支持層も、反対が多い。改正案が成立すれば改憲議論が加速すると警戒し、昨年まで立民は改正案審議を拒んできた。ただ、法案修正で状況が変わったとみる。立民の奥野総一郎・衆院憲法審査事は11日、記者団に「『3年丸々かける』ではなく『最長3年』と法律上理解できる」と解説した。CM規制などを規定する再改正を速やかに行えば改憲議論に本腰を入れられるはずだが、

同党の山花郁夫幹事は「（CM規制などについて）私も以外の政党から具体的なプランが提起されていない」とし、3年程度を要する公算が大きいとの見通しを示した。枝野氏は先月28日の記者会見で、CM規制の規定がない国民投票法は「欠陥法」と指摘し「ルールが敷かれていないのにどうしよう列車を走らせるか議論しても意味がない」と強調した。再改正を行わない限り改憲議論を本格化させない構えだ。

## 政論

憲法改正手続きに関する国民投票法改正案が今国会で成立する見通しとなったことを受け、次の焦点は憲法改正原案の取りまとめに移る。新型コロナウイルスの蔓延は現行憲法の課題を浮き彫りにした。与野党は国民の生命を現実的に守るという自らの責務を自覚し、最高法規の不備を早期に解消すべきだ。

今回、改正案の付則には、立憲民主党の主張により、施行後「3年をめど」にCM規制などに関する措置を講ずることが明記された。今後、与野党で具体的な規制の在り方が検討されるだろうが、憲法改正そのものに関する議論は同時並行で進めることが可能だ。「3年をめど」というフレーズを恣意的に解釈し、改憲議論を遅らせるような動きがあってはならない。新型コロナウイルス対策に追われる国会で議論の必要性が叫ばれる

## 改憲で「見たくない現実」直視を

しているのが、緊急時に限って政府の権限強化を可能とさせ、緊急事態条項の新設だ。都市封鎖（ロックダウン）などに踏み切らざるを得ない事態を見据え「立憲主義」の観点から法的根拠を憲法に事前に明記すべきだとの指摘がある。「衆院議員の任期は4年」と明記している憲法45条を改正し、緊急時には延長を可能とさせるかどうかという議論も待ったなされた。現在の衆院議員の任期満了は10月21日。深刻な感染症や大地震などの影響で新たな衆院議員の就任が困難となれば、緊急時に国会は機能不全に陥る。

立民の枝野幸男代表は「憲法で感染防止のために必要な私権の制限は『公共の福祉』にかなうものとして認められている」と指摘し、緊急事態条項は必要ないとの立場を明確にした。ただ、「現行憲法のままでも私権は制限できる」との主張が、立民の議員や支持者を含めどなたの賛同を得られているのだろうか。

（内藤慎二）